

入 札 公 告

[特定JV対象工事用（総合評価一般競争入札（事後審査方式））]

~~[ゼロ債務負担行為活用工事]~~

~~[余裕期間設定工事]~~

[電子契約対象工事]

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき、一般競争入札について次のとおり公告する。なお、本入札は、入札公告（共通編）を用いた建設工事の一般競争入札に係る試行要領（以下「試行要領」という。）の対象であり、入札に参加するために必要な資格等については、本入札公告に定めるもののほか、試行要領第4条の規定に基づく入札公告（共通編）によるものとする。

なお、本件は**総合評価一般競争入札（事後審査方式）による工事、ゼロ債務負担行為を活用した工事、余裕期間を設定した工事、電子契約対象工事**の入札である。入札にあたっては、本公告2(4)、6(1)、6-2、8、~~9(3)、9(4)~~に留意すること。

公告日：令和4年6月22日

茨城県知事 大井川 和彦

1 担当部局（問い合わせ先）

(1) 担当課名	茨城県土木部河川課	
(2) 住所	〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6	
(3) 担当及び連絡先	庶務グループ (書類の提出方法、電子入札 システムの操作関係、等)	担当：小坂 正行 電話：029(301)4477 Email：kasen@pref.ibaraki.lg.jp
	改良グループ (設計内容、入札参加資格、 評価基準、等)	担当：益子 勝成 電話：029(301)4495

2 対象工事の内容及び入札契約に関する主要な条件

(1) 工事番号及び工事名	04国補河改 第04-05-965-0-001号 中丸川調節池洪水吐施設工事（その4）
(2) 路河川名及び工事場所	一級河川 中丸川 ひたちなか市東石川地先
(3) 工事概要	洪水吐施設工事 L=77.4m (水路断面 W=15m~20m * H=4.9m~7.4m) 床掘り V=7,400m ³ 本体コンクリート工 V=4,224m ³ PC桁架設 N=7本 仮設工（敷鉄板） N=1式
(4) 工期	令和5年3月30日まで（標準工期340日間）
(5) 建設工事の種類（業種）	土木一式工事

区分)	
(6) 予定価格	金374,550,000円(消費税及び地方消費税を含む。)
(7) 総合評価方式の適用	本工事は、施工計画等に関する技術資料を受け付け、価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式(特別簡易型Ⅱ)の工事である。
(8) 最低制限価格	設定しない
(9) 調査基準価格	設定する(特に、この場合における入札・契約の諸条件については、入札公告(共通編)等により確認しておくこと。)
(10) 本工事の入札における他工事落札者の参加制限及び他工事の入札における本工事落札者の参加制限	有り
	無し
(11) その他	この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

3 競争参加資格

この工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである(全てを満たすこと。)

(1) 入札参加資格	
2(1)に示す工事の施工を目的として結成された特定JVとして、以下のア～カのいずれも満たし、入札参加資格の決定を受け、建設工事入札参加資格者名簿に登録されている者であること(資格決定に係る申請方法等については、5を参照。)	
ア 構成員数	2者
イ 出資比率	各構成員の出資比率の下限は30%以上、代表構成員の出資比率は全構成員中最大であること。
ウ 建設業許可	全ての構成員が、土木一式工事について、特定建設業の許可を受けていること。
エ 経営事項審査	全ての構成員が、土木一式工事について、契約締結日から1年7月以内の審査基準日の経営事項審査(建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第1項に定めるものをいう。)を受けている者であること。
オ 対象工事の設計業務等の受託者との関係(いずれも満たすこと)	(ア) 対象工事の設計業務等の受託者(以下「受託者」という。)を含む特定JVでないこと。 (イ) 受託者と資本又は人事面において関連がある者(※)を含む特定JVでないこと。 ※: 詳細については、入札公告(共通編)による。
	設計業務等の受託者 三井共同建設コンサルタント(株)

カ 各構成員別の基準	(2)以降の基準をそれぞれ満たすこと。
キ 共通事項	入札公告（共通編）による。
(2) 代表構成員に係る基準（いずれも満たすこと）	
ア 単体としての入札参加資格	土木一式工事について、令和3・4年度建設工事入札参加資格者名簿に登録された格付けがS等級であること。
イ 施工実績（いずれも満たすこと）	茨城県内において、平成24年4月1日から令和4年3月31日までの期間に竣工した工事のうち、カルバート工（場所打ち）コンクリート量100m ³ 以上かつ断面内高さ2m以上の工事、またはコンクリート擁壁工（場所打ち）高さ2m以上の工事を元請けとして施工した実績があること。 （茨城県内における実績は、国、地方公共団体、特殊法人等発注の工事に限る。） （共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）
ウ 配置予定技術者（いずれも満たすこと）	<p>(ア) 本工事へ専任で配置できること（本工事のみの専任配置とすること。）。</p> <p>(イ) 1級土木施工管理技士の資格を有する等、土木一式工事について、建設業法第26条に規定する監理技術者になり得る者であること。</p> <p>(ウ) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了している者であること。</p> <p>(エ) 建設業法第26条第2項に基づき監理技術者として配置される場合は、監理技術者資格者証（土木一式工事に対応するもの）を有し、監理技術者講習を修了している者であること。</p> <p>(オ) 建設業許可における営業所の専任技術者でないこと。</p> <p>(カ) 建設業許可における建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第7条第1号に規定する常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者等（以下「経營業務の管理責任者等」という。）でないこと。</p> <p>(ク) アにおいて専任配置が「要」とされている場合、工期の始期日から配置でき、かつ本工事の着手日から専任で配置できること（工期の始期日から着手日の前日までの期間については、専任での配置を要しない。）。</p>

		(ケ) 本工事における配置予定技術者を申請時点で一人に特定できない場合は、複数（3名まで）の者を配置予定技術者とすることができる。この場合、競争参加資格確認資料（様式第2号）及び配置予定技術者評価資料（技術資料における様式第4号）は、すべての配置予定技術者について作成のうえ提出するものとし、配置予定技術者の評価点については各評価項目において最も低い評価を受けたものをもって算定する。なお、落札者は、開札後から契約前までの間に1名を選択するものとする。
	エ 営業所の所在地	茨城県内に建設業法に基づく主たる営業所（本店）があること。
(3) 代表構成員以外の構成員に係る基準（いずれも満たすこと）		
	ア 単体としての入札参加資格	(ア) 令和3・4年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登載された土木一式工事の格付がS又はA等級であること。
	ウ 配置予定技術者 (いずれも満たすこと)	(ア) 本工事へ専任で配置できること（本工事のみの専任配置とすること。）。
	ウ 配置予定技術者 (いずれも満たすこと)	(イ) 1級土木施工管理技士の資格を有する等、土木一式工事について、建設業法第26条に規定する主任技術者(国家資格を有する者に限る)または監理技術者になり得る者であること。
	エ 営業所の所在地	(ウ) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了している者であること。
		(エ) 建設業法第26条第2項に基づき監理技術者として配置される場合は、監理技術者資格者証（土木一式工事に対応するもの）を有し、監理技術者講習を修了している者であること。
		(オ) 建設業許可における営業所の専任技術者でないこと。
		(カ) 経營業務の管理責任者等でないこと。
		(キ) 当該構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係があり、競争参加資格確認申請のあった日以前に3月以上の雇用関係がある者であること。
		(ク) 現在他工事に配置されている主任技術者又は監理技術者若しくは監理技術者補佐にあつては、工期の始期日から配置でき、かつ本工事の着手日から専任で配置できること（工期の始期日から着手日の前日までの期間については、専任での配置を要しない。）。

		<p>(ケ) 本工事における配置予定技術者を申請時点で一人に特定できない場合は、複数（3名まで）の者を配置予定技術者とすることができる。この場合、競争参加資格確認資料（様式第2号）及び配置予定技術者評価資料（技術資料における様式第4号）は、すべての配置予定技術者について作成のうえ提出するものとし、配置予定技術者の評価点については各評価項目において最も低い評価を受けたものをもって算定する。なお、落札者は、開札後から契約前までの間に1名を選択するものとする。</p> <p>常陸大宮土木事務所または大子工務所管内に建設業法に基づく主たる営業所（本店）があること。</p>

4 設計図書の閲覧方法

<p>(1) 設計図書の閲覧</p>	<p>ア インターネットによる方法 設計図書は、インターネット上に公開するので、次のアドレスからダウンロードすること（入札情報サービス）。 URL：http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/ppi.html</p> <p>イ 閲覧による方法 (ア) 場所：公共事業情報センター （茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県庁舎行政棟1階） (イ) 期間：令和4年6月22日～令和4年8月4日（茨城県の休日 を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）第1条に規定する県の休日 （以下「休日」という。）を除く。） (ウ) 時間：9時から（水曜日のみ10時から）16時まで （正午から13時までを除く。）</p>
<p>(2) 設計図書に関する質疑</p>	<p>設計図書に対する質問がある場合は、簡易な内容確認を除き電子入札システムにより行うこと。なお、回答及び閲覧についても、電子入札システムにより行う。 (電子入札システムURL： http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/nyusatsu.html)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 質疑受付期間 令和4年6月22日～令和4年7月1日（休日を除く。） いずれも9時から17時まで ・ 提出先：1の担当部局 ・ 回答閲覧期間 令和4年6月22日～令和4年8月4日（休日を除く。） いずれも9時から17時まで
<p>(3) 現場説明会</p>	<p>実施しない。</p>

5 特定建設工事共同企業体としての入札参加資格審査申請

この工事の入札参加を希望する者（特定建設工事共同企業体）は、あらかじめ建設工事入札参加資格審査申請書（特定建設工事共同企業体用）等を以下の(1)～(8)により提出し、入札参加資格の決定を受け、建設工事入札参加資格者名簿に登載されなければならない。

(1) 申請方法	郵送による（書留郵便に限る。）。	
(2) 提出先	1の担当部局	
(3) 申請期間	令和4年7月6日（水）まで必着	
(4) 申請時の提出書類（紙媒体に限る。） 【様式を必ず添付して、公告すること。】	ア 建設工事入札参加資格審査申請書（特定建設工事共同企業体用）	3部
	イ 特定建設工事共同企業体協定書	3部
	ウ 配置予定技術者の資格者証の写し、監理技術者資格者証の写し、監理技術者講習修了履歴の写し、雇用関係を証する書類（健康保険被保険者証等） ※健康保険被保険者証の写しはあらかじめ被保険者記号・番号の部分にマスキングを施した状態で提出すること。	各3部
	エ 代表構成員以外のすべての構成員が、茨城県建設工事等電子入札システムの利用者登録をした代表構成員又はその受任者あてに入札・見積に関する権限を委任した旨の委任状	1通
	オ 返信用封筒（ア～ウに掲げる書類各2部を返送するのに必要な切手を貼付すること。）	1通
(5) 申請書の作成説明会	実施しない。	
	実施する。—	
(6) 申請書のヒアリング	実施しない。ただし、提出された書類について、説明を求めることがある。	
	実施する。—	
(7) 代表構成員以外の構成員が指名停止措置を受けた際の入札参加資格地位承継認定申請	<p>ア 申請方法等</p> <p>(7) 提出方法及び提出場所 緊急を要するため、担当部局に持参により提出すること。</p> <p>(イ) 提出書類</p> <p>a 特定建設工事共同企業体解散届</p> <p>b 入札参加資格地位継承認定申請書</p> <p>c 新たに結成する特定JVに係る(4)に掲げる書類</p> <p>d 新たに結成する特定JVに係る6(3)に掲げる書類</p> <p>イ その他、地位承継（再結成）に係る詳細の条件等については、入札公告</p>	

	(共通編)による。
(8) 共通事項	入札公告(共通編)による。

6 競争参加資格確認申請

この工事の入札参加を希望する者(特定建設工事共同企業体)は、5のほか、あらかじめ競争参加資格確認申請書等を次により提出し、本工事への競争参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請方法	<p>「競争参加資格確認資料」(様式第2号)及び「自己採点表(兼評価点算定資料一覧表)」(技術資料・様式第1号)については、電子入札システム(※)により申請すること。また、電子契約用メールアドレス確認書に、電子契約の希望の有無及び電子契約用のメールアドレス等を記載すること。</p> <p>※: tiffファイルで提出すること。</p> <p>それ以外の資料等については、紙媒体(書留郵便)により申請を行うこととするが、画像ファイル等に変換して提出できる場合(ファイル容量が2メガバイト以内)は、電子入札システムにより提出して差し支えない。ただし、担当部局の了解を得た場合に限り、紙媒体(書留郵便)ではなく、電子メール(画像ファイル)による提出についても可とする。</p> <p>(電子入札システムURL: http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/nyusatsu.html)</p>
(2) 申請期間	<p>ア 受付開始: 令和4年7月4日(月) 9時</p> <p>イ 締切: 令和4年7月6日(水) 17時(必着)</p> <p>※: 休日は申請を受け付けない。</p>
(3) 申請時の提出書類	<p>ア 添付の様式「競争参加資格確認資料」(様式第2号) (全構成員について、作成すること。)</p> <p>(承認を受けたうえ紙申請とする場合及び5(7)の場合は、様式第1号についても作成のうえ、併せて申請(提出)すること。)</p> <p>イ 6-2(1)に示す技術資料(総合評価方式関連)</p> <p>ウ 競争参加資格確認資料(様式第2号)2/2面 作成要領2(1)及び(2)の資料</p> <p>エ 必要に応じ、(4)に係る申請書(主任(監理)技術者重複申請書)</p> <p>オ 契約締結(予定)日から1年7月以内の審査基準日の経営事項審査を受審したことを証する書面(全ての構成員に係るものを、書留郵便等により提出すること)</p> <p>カ 電子契約用メールアドレス確認書(代表構成員について、作成すること。)</p>
(4) 配置予定技術者の重複申請	<p>同一の配置予定技術者により、本工事を含めた複数の工事において参加申請しようとする場合には、以下により申請すること。ただし、2(10)において、本工事の落札者と同一構成の特定JVが入札に参加できないとされている場合又は別の工事の落札者と同一構成の特定JVが本工事の入札に参加できないとされている場合、それら工事に対し、本工事と同一の配置予定技</p>

	<p>術者により申請しようとするときは、この手続きを要しない。</p> <p>ア この工事の配置予定技術者が、他の工事の配置予定技術者と重複する場合には、主任（監理）技術者重複申請書を提出すること（(3)と併せて、申請（提出）すること。）。</p> <p>イ 他の工事を落札したことにより、申請した配置予定技術者を本工事に配置できなくなった場合には、「競争参加資格確認申請書・入札参加申込書取下げ書」を開札日時までに提出すること（紙媒体（※）により提出すること。）</p> <p>ウ イの提出が入札書の提出後となった場合においては、当該入札は競争参加資格のない者が行ったものとし、無効として取り扱う。</p> <p>※：郵送による場合には書留郵便によること。なお、緊急やむを得ないと認められる場合には、担当部局に電話による連絡をし、取下げ書をファクシミリにより提出した上で、速やかに書面を郵送すること。ただし、担当部局の了解を得た場合に限り、書留郵便ではなく、電子メール（画像ファイル）による提出についても可とする。</p>
(5) 提出書類（(3)イの技術資料を含む。）の作成説明会	<p>実施しない。</p> <p>実施する。</p>
(6) 提出書類（(3)イの技術資料を含む。）のヒアリング	<p>実施しない。ただし、提出書類について、説明を求めることがある。</p> <p>実施する。</p>
(7) 共通事項	入札公告（共通編）による。

6-2 総合評価方式に係る技術資料

6の競争参加資格確認申請に併せ、当該工事に関する施工能力等の審査及び価格以外の評価を行うために必要な資料（以下「技術資料」という。）の提出を求める。

(1) 提出を求める技術資料	<p>ア 自己採点表兼評価点算定資料一覧表（様式第1号）</p> <p>イ 工事成績評定評価対象工事資料（様式第2号）</p> <p>ウ 施工実績評価資料（様式第3号）</p> <p>エ 配置予定技術者評価資料（様式第4号）</p> <p>オ 災害協定に基づく地域貢献実績評価資料（様式第6号）</p> <p>カ 地域活動実績（ボランティア）評価資料（様式第7号）</p> <p>キ 企業の新規雇用実績（様式第14号）</p> <p>ク 若手技術者の配置（様式第15号）</p> <p>ケ 登録基幹技能者の配置（様式第16-1号）</p> <p>コ 災害時の基礎的事業継続力認定資料（様式第17号）</p> <p>サ 週休2日制工事の施工実績（様式第19号）</p> <p>シ 防疫協定に基づく防疫業務実績評価資料（様式第20号）</p>
(2) 提出方法	6(1)に同じ。（5の書類と併せて提出すること。）

(3) 提出期間	6 (2)に同じ。
(4) 提出した技術資料の変更の可否	提出された技術資料の変更は認めない。
(5) 技術資料の評価方法等	<p>ア 評価点の算定基準は、添付の「評価項目及び評価基準」による。</p> <p>イ 評価については、提出された自己採点表と入札結果をもとに、入札参加者全員の仮の評価値を算出し、1位となった入札参加者（落札候補者）のみ、自己採点表と技術資料を審査することにより、落札者を決定する。</p> <p>ウ 自己採点の根拠が、技術資料及び添付資料から確認できない場合は、その評価項目の評価点は0点とする。</p> <p>エ 自己採点の根拠が、技術資料及び添付資料から確認できる場合であっても、自己採点が本来得られる点より高い場合は、その評価項目の評価点は本来の評価点とする。</p> <p>オ 自己採点の根拠が、技術資料及び添付資料から確認できる場合であっても、自己採点が本来得られる点より低い場合は、その評価項目の評価点は自己採点どおりとする。</p> <p>カ その他の評価方法及び落札者の決定基準については、入札公告（共通編）による。</p>
(6) 競争参加資格に関する事項	技術資料の審査結果によっては、競争参加資格を認めないことがある。

7 入札手続等

(1) 入札方法	<p>原則、電子入札システムにより入札すること。</p> <p>（電子入札システムURL： http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/nyusatsu.html）</p>
(2) 入札期間	<p>ア 受付開始：令和4年8月2日（火）9時</p> <p>イ 締切：令和4年8月4日（木）17時（必着）</p> <p>※休日は入札を受け付けない。</p>
(3) 入札金額	<p>ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>イ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。また、入札金額の入力ミス等の錯誤又は積算ミス等を理由として入札価格の無効の訴えを提起できないものとする。</p>

(4) 入札時の添付書類	<p>ア 入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書(入札書の提出と併せて、電子入札システム(※)により提出すること)。</p> <p>※:Excel形式を使用するものとし、tiffファイルに変換して提出すること。</p> <p>イ 入札価格に関する誓約書(別添様式2)(郵送(書留に限る。)等により提出すること。)</p>
(5) 競争入札執行(開札)の日時(予定)	<p>令和4年8月5日(金) 10時から</p> <p>茨城県庁舎行政棟1階 入札室2</p>
(6) 入札参加者の立会	電子入札のため、入札参加者の立会いは要しない。ただし、入札参加者が立会いを希望する場合は、立ち会うことができる。
(7) 入札参加者が1者のみの場合	<p>入札の執行を取り止める。</p> <p>有効な入札として取り扱う。</p>
(8) 共通事項(落札者の決定方法等)	入札公告(共通編)による。

8 開札後に調査基準価格を下回る額で入札した参加者が提出する資料

(1) 提出書類	<p>ア 開札の結果、調査基準価格を下回る額で入札した参加者については、担当部局から「低入札価格調査制度実施運営要領」第6条第1項に掲げる①から⑮の各調査表の提出を求める(ただし、⑬～⑮の資料の提出は任意とする。)ので、所定の期日までに担当部局まで提出すること。</p> <p>イ アの場合において、一部でも各調査表を提出しなかった者は失格とする。</p> <p>ウ アの提出方法については、原則郵送(書留に限る。)により送付すること。</p> <p>エ 担当部局の了解を得た場合に限り、ウによらず、持参又は電子メールによる調査票の提出も可とする。</p>
(2) 留意事項	<p>(1)の書類に基づき、事情聴取を行う際には、別途担当部局から連絡するので、調査に協力すること。</p> <p>なお、期日までに調査表の提出がない場合や、事情聴取に応じない場合等、不誠実な行為については、失格としたうえ、指名停止等の措置を行います。</p>

9 その他、入札契約に関する諸条件

(1) 入札保証金	免除する。
(2) 契約保証金	納付を要する。ただし、利付国債、利付茨城県債の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。
(3) 前払金、中間前払金、部分払い	詳細については、入札公告(共通編)による。

<p>(4) 契約書</p>	<p>建設工事請負契約書(茨城県建設工事執行規則(昭和43年規則第69号)様式第2号)により、契約書を作成するものとする。</p> <p>ただし、電子契約を希望する場合は以下によるものとする。</p> <p>(1) 契約書等の様式を、以下のアドレスからダウンロードして作成し、契約書の案、契約保証金の納付を証する書類の写し又は契約保証金に代わる担保の写し(保証事業会社の保証証書等)及び課税事業者届出書(又は免税事業者届出書)を、落札の通知を受けた日から5日以内(土日及び休日を含まない。)に(契約)課へ電子メールで送付すること。</p> <p>なお、回線の不具合等により手続を完了できない場合は、速やかに(契約)課まで申し出ること。</p> <p>(2) 契約締結決議終了後、(契約)課からの連絡があるので、落札者(契約の相手方)は電子契約サービスにより契約締結を行うこと。</p> <p>なお、電子契約サービスの使用方法については、以下のアドレスから手順書を確認すること。</p> <p>建設業担当ホームページメニューURL： https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kanri/kensetsu/kennsetugyoutanntouho-mupe-jimenu.html</p>	
<p>(5) 議会の議決</p>	<p>不要</p>	<p>要</p> <p>この公告に係る契約は、地方自治法(昭和22年法律第67条)第96条第1項に規定する議会の議決を要する。</p> <p>なお、この場合においては、落札者となった者は本県と仮契約を締結することとし、仮契約の相手方が仮契約締結後県議会の議決までの間に競争参加資格の要件を満たさなくなったとき又は県が茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止措置要件に該当すると認めたとき若しくは指名停止措置を行ったときは、県は仮契約を解除することができる。この場合、県は契約解除に伴う損害賠償の責めを一切負わない。</p>
<p>(6) 契約の効力</p>	<p>(5)において、議会の議決が「不要」とされている場合、契約日から本契約とする。</p> <p>(5)において、議会の議決が「要」とされている場合、本工事に係る工事請負契約については、地方自治法第96条第1項第5号の規定による県議会の議決を得た日から本契約とする。</p>	
<p>(7) 建設リサイクル関連</p>	<p>ア この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、分別解体及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事であるため、設計図書等に記載された処理方法及び処分場所等を参考にしたうえで入札すること。</p> <p>イ 契約に当たり、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化に要する費用を契約書に記載する必要があることから、落札者は落札決定後に発注者と協議するこ</p>	

	と。
(8)火災保険付保険の要否	要する
	不要とする
(9) 関連工事の随意契約 予定	本工事に直接関連する他の工事の請負契約を、本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定
	有り
(10) 調査基準価格の算定 に係る留意事項	無し
	有り (1) _____ (2) _____ 【例えば、設備工事などなど特殊な積算体系の工事において、「(1)直接工事費に機器費を加えた金額を直接工事費相当額として算定する。」等と記載することを想定。】
(11) 共通事項	入札公告（共通編）による。

10 その他

(1) 入札公告（共通編）については、以下のアドレスに公告する。

URL : <http://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kanri/kensetsu/menue/koukokukyoutsuhen/>

※：公告日に応じ、適用となる入札公告（共通編）が変わることに注意。

(2) 本公告文において、取り消し線[例：入札公告]が付された部分については、入札公告としての効力を有しないものとする。